

総社市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

令和4年2月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(容積率の特例に係る許可申請の添付図書等)

第2条 省令第18条第1項の規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 総社市建築基準法施行細則（平成17年総社市規則第151号）第8条第1項第1号の表に掲げる図書
- (2) 法第7条の規定による認定の旨の通知書の写し並びに省令第2条第1項に規定する申請書に添えた配置図及び各階平面図
- (3) その他市長が必要と認める図書又は書面
(法人等の申請)

第3条 法第18条第1項の規定による許可の申請をしようとする者(次項において「申請者」という。)が法人である場合においては、申請書にその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載しなければならない。

2 代理者が、申請者に代わって、法第18条第1項の規定による許可の申請をしようとするときは、当該申請書に当該申請者の委任状（当該代理者に委任することを証する書類をいう。）又はその写しを添えなければならない。

(申請の取下げの届出)

第4条 法第18条第1項の規定による許可の申請をした者は、当該申請に係る許可の処分をした旨の通知を受ける前に当該申請を取り下げる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請年月日
- (2) 敷地の地名地番
- (3) 取下げの理由
- (4) その他市長が必要と認める事項
(許可事項の変更)

第5条 法第18条第1項に規定する許可を受けた者は、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該許可の旨の通知書を添えて、省令第18条第1項の規定に準じ改めて許可を申請しなければならない。ただし、軽微な変更の場合を除く。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。